

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年6月3日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 9 号

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総合企画局市長公室政策企画・調整担当部長」を「総合企画局総合政策室創生戦略・市民協働推進部長」に改める。

第6条第9号中「産業観光局産業戦略部企業立地推進担当部長」を「産業観光局新産業推進室企業立地推進担当部長」に改め、同条第27号を削り、同条第28号を同条第27号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)